

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF)	
3 拠出先の概要	
地雷対策サービス部 (UNMAS) は、専門的なサービスを提供する組織として、国連事務局平和活動局 (DPO) の中に配置され、24 のドナー国・団体による任意拠出金 (Voluntary Trust Fund: VTF) をもとに地雷対策活動を実施。1997 年設立。	
4 (1) 本件拠出の概要	
UNMAS は、国連システムにおける地雷対策の調整を義務づけられており (国連総会決議 72/75)、その役割は国連安保理決議 2365 で確認されている。国連の地雷対策等の調整、国レベルでの地雷対策事業実施の統率、国連平和活動のサポート、国際地雷対策基準等の策定を行うことにより、地雷、爆発性戦争残像物 (ERW)、即席爆発装置 (IED) 等爆発物による脅威を排除することを目的とする。 本件拠出金は、①地雷等除去、②危険回避教育、③埋設状況調査、④地雷等被害者支援、⑤貯蔵弾廃棄、⑥当事国のキャパビルのための研修及び政府機関の地雷対策センター等を運営する上で必要とする組織運営費等、⑦地雷対策の調整等 (コア予算) に充当されている。爆発物による脅威を軽減し、爆発物起因の事故等の削減、犠牲者の社会復帰に貢献し、日本の推進する平和構築、「人間の安全保障」の実現と「積極的平和主義」に大きく貢献することを目標とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 6,622 千円	
日本の拠出率 3.06% (拠出順位: 11 位) 補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース (約 2.1 百万ドル) 参考: 英国 18.7% (1 位)、米国 14.62% (2 位)、ドイツ 13.96% (3 位)、オランダ 8.53% (4 位)、EU 7.76% (5 位)	
令和3年度当初予算額 6,339 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
--

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」を達成するための手段の一つと位置づけている。より具体的には、年度目標に掲げられている「2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」の中の「世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する」を達成するための拠出。（令和2年度外務省政策評価事前分析表（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf）391-397 ページ参照）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。）
・積極的平和主義の下、平和構築への取組は、「人間の安全保障」等の日本の重要外交政策の一つであり、UNMAS の人道支援、開発協力、平和構築に資する地雷対策もこれと軌を一にしている。 ・UNMAS は国連事務局平和活動局(DPO)の一部局であり、紛争の事後対応のみならず、予防・再発防止につながる活動をしており、UNMAS の取組は紛争の根本的解決につながる平和構築の要として、日本が推進する人道と開発と平和の連携(ネクサス)に合致する。 ・1998 年、日本は対人地雷禁止条約(APMBC)に批准。条約の主要義務には、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄、国際的な協力及び援助等があり、日本は地雷対策に引き続き積極的支援を行う姿勢を表明してきている。 ・UNMAS は、19 のプログラムをソマリア、南スーダンやリビア等、治安情勢が不安定であり人道支援のアクセスが限定的な地域においても活動をしている。こうした危険地において活動することが困難である日本は、UNMAS を通じて地雷対策を支援することにより、日本の掲げる人間の安全保障の推進への貢献が可能となる。 ・地雷対策は高度な専門性を要する分野であり、UNMAS は専門的な知識及び実績を有する機関であるとともに、国連システムにおいて唯一の地雷対策に特化した機関であることから、他機関等によりその役割を代替できず、かつ、その専門性に鑑みて日本政府だけで効果的に実施することが困難な役割を果たしている。 ・また、地雷対策は分野横断的な活動であるため、UNMAS は国連機関の中でも最も多くの SDGs に資する活動を行う機関の一つである。UNMAS は、1: 貧困撲滅、2: 飢餓撲滅、3: 健康と福祉の促進、4: 教育機会の提供、5: ジェンダー、6: 安全な水とトイレへのアクセス、8: 持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、9: 産業と技術革新、10: 不平等の是正、11: 国内及び国家間の格差の是正、16: 平和、公正、制度の構築、17: パートナーシップの 12 の目標達成に貢献している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は、国連の地雷対策活動を支援するドナー国とUNMASを含む国連機関等で形成される「地雷対策支援グループ(MASG)」のメンバー国であり、定期会合に出席し議論に参加している。UNMAS は、MASG の定期会合の開催を支援する他、ドナー国関係者の現場視察に協力する等、関係者間の共通認識の醸成、優先課題の明確化に尽力しており、MASG の方針に拘束力はないものの、そこで重点課題とされた事項について、UNMAS が優先的に活動を行っており、また、結果としてドナー各国も予算を優先配分することが多い。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・UNMAS トップの部長は、2013 年から 2017 年かけて毎年訪日したほか、本評価期間中の 2019 年8月にも訪日し、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)におけるアフリカの角特別会合へ出席した他、外務省国際協力局審議官と意見交換を行い、双方の間で日本からの拠出や日本人職員の増加、日本の NGO との連携可能性などに関するやりとりがあった。また、訪日時は、公明党山口代表等の国会議員と面会しており、意見交換を行っている。 ・2019 年8月、マカイユ部長は第7回アフリカ開発会議(TICAD7)出席のため訪日し、アフリカの角特別会合に参加した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

シリアにおける人道支援クラスター調整システムにおいて、UNMAS は地雷対策サブ・クラスターの主導機関として、参加メンバーである日本の NGO・難民を助ける会(AAR Japan)と 2019 年以降も引き続き連携しており、危険回避教育の作業部会でも協力を行っている。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

・UNMASは国連総会決議により地雷対策の調整を義務づけられた機関としてグローバルレベル及び各国での地雷対策をリードすることに加え、1-1(2)に記載のとおり、高度な専門性と経験に基づき、ニーズが高い国や地域で地雷対策事業を展開し、2-1(2)に記載した活動成果を上げており、支援活動の現場を持ちつつ世界の地雷対策全般の調整を行う役割を果たす唯一無二の機関である。

・その専門性と実績により、本件拠出は1-1(1)に記載の中期目標に含まれる「難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」の達成に貢献しており、対人地雷対策に高いコミットメントを示してきた日本の外交政策の実現に寄与している。

・UNMASが行う地雷対策は、爆発物埋没無の土地調査から始まり、同時並行で危険回避教育を行うことにより、人々の安全な生活とアクセスを可能にする支援活動における最初期の活動であり、爆発物の除去及び処理によって、避難民等の帰還を促し、農地の再開墾やインフラ整備が行われ、人々の生計が向上し地域経済が活性化するという、地域安定化に導く活動である。UNMASの活動があることで、各国政府や他国際機関等の支援団体が食料・水・衛生、住まい、物資支援等の他分野の活動実施が可能になることから、その存在意義と果たす役割は大きい。

・爆発物の多くは紛争や戦闘があった地域にあること、また、地雷等の爆発物対策は各国の軍も関与するセンシティブな分野でもあることから、日本が二国家間支援で実施が困難な国においてUNMASを通じて人道状況の改善に資する活動が実施できた。

・UNMASは日本からの拠出による支援について、活動現場や式典での横断幕や現場で活動に従事するワーカーの作業着に日本の国旗を入れるなど、日本の貢献がわかるようにビジュアルの確保を行っている。

・UNMASのプレスリリースや公式SNSアカウント(ツイッター、フェイスブック等)で、日本が拠出した案件の活動や謝意を含む広報を積極的に行っており、2019年6月から2021年5月の間に、合計250以上の投稿を行い周知に努めた。発信時には、国際連合日本政府代表部や外務省などの日本政府へのタグ付けを行い、それらアカウントの紹介及び誘導にも貢献している。

・UNMASのSNSでの投稿例：南スーダンでの除去活動支援(2019年12月)、イラクでの地雷対策支援(2020年4月)、スーダン現地政府地雷対策局の能力強化支援(2020年8月)、パレスチナでの新型コロナウイルス感染症対策の情報普及も取り入れた危険回避・紛争への対応力強化研修支援(2020年12月)、ナイジェリアでの地雷回避教育の訓練支援(2021年1月)、アフガニスタン除去活動支援(2021年4月)。

・UNMASのSNSでは英語や現地語のみならず日本語での発信も行い、日本国民への周知にも取り組んでいる他、国連広報センター(UNIC)のSNSアカウントを通じて日本の支援によるUNMAS事業への貢献を紹介し、より多くの日本人への情報提供により、日本からの拠出がどのように使われているかの説明責任及び透明性の明示に寄与している。

・以上を総合的に判断すれば、本件拠出は、外交目標の達成において高い貢献をしたと総括できる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

・国連は、地雷、クラスター爆弾を含む爆発性戦争残存物(ERW)及び即席爆発装置(IED)の脅威から自由な世界をビジョンとして掲げている。

・UNMAS が策定を主導した 2019-2023 年の国連地雷対策戦略における戦略目標は、以下のとおり。

- ① 爆発物からのリスク及び社会経済的影響からの人々及びコミュニティの保護の強化。
- ② 爆発物の影響を受ける生存者、家族及びコミュニティに対する保健及び教育への平等なアクセスの確保及び社会経済的生活への完全参加。
- ③ 国家機関による地雷対策機能及び責任の効果的な主導及び管理。
- ④ (分野横断的戦略目標①) 人道支援、人権、平和構築、安定化及び持続可能な開発を含む地雷対策にかかる取組のモメンタム及びプロファイルが維持され、促進される。
- ⑤ (分野横断的戦略目標②) 地雷対策プログラムが、多様なグループの女性・女兒・男性・男児の特定ニーズに言及し、エンパワメント及び包摂を促進する。

・上記ビジョン及び戦略の実現のために策定した「2019-2023 UNMAS 戦略計画」における戦略目標 (strategic outcomes) は、以下のとおり。

- ① 整合性のとれた地雷対策アプローチの提供 (グローバル及び国レベルの調整等を通じた、人道と開発と平和の連携にかかるアプローチ。ジェンダー主流化や包摂性を含む。)。
- ② 爆発物のリスク及び影響からの保護の強化 (SDGs への貢献)。
- ③ 爆発物の被害者に対する適切な社会サービスへの平等なアクセスの確保及び社会経済的生活への完全参加 (被害者、その家族及びコミュニティに対する支援)。
- ④ 効果的な地雷対策のための各国のリーダーシップ及び能力強化 (国際条約及び基準に見合った政府の地雷対策機能及び責任管理に対する支援)。
- ⑤ 組織の説明責任及び効果の促進 (国連組織改革との合致)。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

【2019 年の取組及び成果】

・上記 2-1 (1) の戦略目標に対する、UNMAS の主要な取組及び成果は、以下のとおり。

- ① アフガニスタン、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ (民)、シリア等の世界各地で 19 のプログラムを実施。
- ② 戦争残存物 77,000 個、地雷 5,000 個、即席爆発装置 2,000 個を廃棄。
- ③ 320 平方キロメートルの土地及び 8,000 キロメートルの道路の爆発物を除去。
- ④ 113 の武器及び弾薬庫を設置。
- ⑤ 2.8 百万人以上に危険回避教育を提供。
- ⑥ 2,000 人の被害者を支援。
- ⑦ 保健従事者、警察官、教師、軍関係者約 3,000 人に研修を実施。

【2020 年の取組及び成果】

・2020 年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動が制限されたなか、以下のような主要な取組及び成果があった。

- ① アフガニスタン、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ (民)、ソマリア、シリア等の世界各地で、19 のプログラムを実施。
- ② 戦争残存物 71,000 個、地雷 900 個、即席爆発装置 400 個を廃棄。
- ③ 60 平方キロメートルの土地及び 1,900 キロメートルの道路の爆発物を除去。
- ④ 111 の武器及び弾薬庫を設置。
- ⑤ 1.7 百万人以上に危険回避教育を提供。
- ⑥ 3,000 人の被害者を支援。
- ⑦ 保健従事者、警察官、教師、軍関係者約 24,000 人に研修を実施。

・2015 年以降、即席爆発装置(IED)による被害が増加している状況に鑑み、2019 及び 2020 年は IED にかかる取組を強化。UNMAS は IED 対応の専門性や資源等にかかる国連システム全体のマッピングを行い、より効率的かつ効果的な国連機関全体の対応強化を目的とするタスクフォースを設置し、定期会合の開催による連携強化と相乗効果の拡大に取り組むとともに、各機関が IED 対策で活用できるツールを用意し、そのツールを用いた UNDP イエメン事業で能力強化に効果があったことが報告された。また、IED 処理にかかる新しい国際地雷対策基準を導入するとともに、UNMAS の IED 脅威軽減諮問チームがネパール政府の IED 処理能力構築のための訓練を実施した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

・UNMAS は国連事務局平和活動局(DPO)の一部署であるため理事会や委員会はなく、1-2に記載の地雷対策支援グループ(MASG)に参加し、UNMAS や他メンバー国と地雷対策における優先分野や相乗効果等の協議に参加し調整を行っている。

・在外公館及び UNMAS 事務所との情報共有の他、国際連合日本政府代表部と UNMAS 本部との調整及び協議を実施。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年 11 月 (日本の 2018 年度分) ・ 2020 年 11 月 (日本の 2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年 11 月頃(日本の 2020 年度分)

3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点

・UNMAS の運営資金は、PKO や特別政治ミッションに組み込まれている場合は、国連総会での充当を通じた分担金で賄われており、その他活動は、国連総会で設立された VTF を通じた加盟国からの任意拠出金を使用している。

・2018 年の収入は約 110 百万ドル、支出は約 106 百万ドルで、残余金(繰越額)は約 4.5 百万ドル。2019 年の収入は約 82 百万ドル、支出は約 113 百万ドルで、残余金(不足額)は約 31 百万ドル。2019 年末時点での純資産総額は約 69 百万ドル。2018 年は世界各地で 18 のプログラムを運営し 240 人の国際スタッフを擁していたが、2019 年は 19 のプログラムを実施し 287 人の国際スタッフ数へと規模が拡大した。

・国連内部監査部(OIOS)は、2019 年 12 月の UNMAS のモニタリング及び評価にかかる報告書で提言された 14 項目について、11 項目が対応済み・3項目が対応中であることを確認した。その高い対応率を可能とした UNMAS の主な取組は、以下のとおり。①UNMAS が各プログラムの戦略を明確に位置づけ、各フィールドにおけるプログラム、UNMAS 戦略計画及び国連地雷対策戦略の成果と指標を連動させて示したこと、②進捗測定のためのプログラム指標が十分に形成され、他分野の専門家グループによる一貫したモニタリングを実施したこと、③プログラムの計画、財政合意及びパフォーマンスを概観するための独立かつ集約された機能を果たすプログラム管理レビュー委員会を設置したこと、④実施パートナー団体からの財務報告や情報聴取、支払いにかかる改善、⑤組織機能における利害対立を排除するための機構図の改定、⑥組織としての知見を保管及び活用するための文書管理の合理化。

・国連会計監査委員会(BOA)が実施した監査報告(A/75/5, para175)において、現在の UNMAS と UNOPS の専属提携に関し、その費用対効果、マンダートの履行、UNMAS 自体が現在 UNOPS の担っている業務を実施することの利点等につき独立した分析を取得するよう提言した。これに対し国連事務総長は、独立評価の実施に合意し、UNMAS-UNOPS モデルと他のモデルとの比較にかかるベースラインの策定や評価者による現場視察の実施等を含む独立評価の実施に合意した。2022 年第2四半期までに報告書が提出される予定となっている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
監査勧告等を踏まえて、UNMAS は以下の取組を実施。なお、OIOS 調査結果にもとづく対応中の提言は UNOPS との契約に関わる内容だが、UNMAS を含む国連事務局と UNOPS の契約形態に関わる大きな文脈に関わる事項であるため、3-1(4)記載の BOA 監査報告への対応にある通り、独立評価の実施が行われる予定である。 ・UNMAS のリーダーシップ強化や利害対立が発生しうる可能性を回避するため、地雷対策プログラムのチーフは UNOPS 契約ではなく国連本部事務局との契約に変更予定(2021 年7月以降)。 ・活動現場における脅威に対応しうる専門性の確保のため、戦略計画・活動支援部署に調査分析・計画チームを新たに設置。予算に見合った価値ある活動を担保するために、パフォーマンス指標を用いて予算配分及びモニタリングを実施。 ・学際的なレビュー委員会を設置し、ドナーへの申請書や現場活動の計画及び予算、実施団体との予算合意、プログラムのモニタリングが、迅速な対応が可能かつ費用対効果が高い地雷対策活動を実施するという UNMAS の役割及び説明責任と合致することを確保。 ・UNOPS との提携合意において、財政及び資産管理を強化。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
2020 年8月、UNMAS トップのコーン部長代理と鈴木国連代表部公使が意見交換を行い、UNMAS のガバナンス強化への日本の関心を伝え、最新の取組状況について UNMAS より説明を受けた。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
5	5	5	5	8	3	308
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
5	5	8	6	8	2	327

備考	2020 年に幹部候補職員派遣制度により、UNMAS に在籍する日本人中堅職員 1 名が他国際機関に出向している。				
(2) 日本人幹部職員数の増減					
過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
備考	UNMAS の幹部職員 (Dレベル) はトップの部長 1 名のポスト 1 つのみ。				
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合 (「N/A」とする場合)、評価対象としない (「N/A」とする) 合理的理由					